

令和元年度

指定管理者監査報告書

(青梅市図書館)

青梅市監査委員

指定管理者監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

公の施設	指定管理者	所管部課
青梅市図書館	TRC青梅グループ (構成団体:株式会社図書館流通センター、 TRCファシリティーズ株式会社)	教育部 社会教育課

3 監査の範囲

平成30年度に執行された公の施設の管理、会計処理等に関する事務

4 監査の期間

令和元年8月15日から令和元年10月28日まで

説明聴取 令和元年10月7日

5 監査の方法

監査に当たっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、指定管理者および所管課に係る書類の提出を求め、関係諸帳簿および証拠書類との照合による書類審査、関係職員からの説明聴取ならびに中央図書館の現地調査を実施した。

(1) 指定管理者

ア 施設の運営管理は、適切に行われているか。

イ 事業の執行は、協定書および業務仕様書のとおり実施されているか。

ウ 利用促進のための努力は、なされているか。

エ 会計処理は、適切に行われているか。

オ 出納関係の諸帳簿の整備は、適切に行われているか。

(2) 所管課

- ア 指定管理者を導入した目的および趣旨は、生かされているか。
- イ 指定管理者の指定は、関係法令等に従って適正・公平に行われているか。
- ウ 協定書の締結は、適正に行われているか。
- エ 指定管理者に対する指導監督は、適切に行われているか。
- オ 業務の履行確認は、事業報告書等により実施されているか。

第2 青梅市図書館の概要

1 施設概要（平成31年3月31日現在）

(1) 中央図書館（平成20年3月開設）

ア 所在地 河辺町10-8-1 河辺タウンビルB
(公益財団法人東京都都市づくり公社所有) 2～4階

イ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造6階建

ウ 延床面積 3,440.4平方メートル

エ 蔵書冊数 305,752冊

※ 青梅図書館2～4階に閉架書庫（420.0平方メートル）設置

(2) 分館図書館

分館	所在地	蔵書冊数
青梅図書館（平成20年3月開設）	仲町 268-9	50,569冊
長淵図書館（昭和53年1月開設）	長淵 6-492-1	29,913冊
大門図書館（昭和48年2月開設）	大門 2-288	32,650冊
梅郷図書館（昭和50年1月開設）	梅郷 3-749-1	28,820冊
沢井図書館（昭和53年10月開設）	沢井 2-682	22,582冊
小曾木図書館（昭和55年10月開設）	小曾木 3 - 1656 - 1	22,386冊
成木図書館（昭和55年10月開設）	成木 4-644	22,804冊
新町図書館（昭和60年10月開設）	新町 4-17-1	34,631冊

今井図書館（平成12年10月開設）	今井 2-908-1	28,273 冊
-------------------	------------	----------

2 開館時間

- (1) 中央図書館 午前9時から午後8時まで
- (2) 分館図書館 午前9時から午後5時まで

3 休館日

- ・第3月曜日、第3火曜日（祝・休日の場合は翌平日）
- ・年末年始（12月29日から1月3日まで）
- ・特別整理期間

4 個人貸出

(1) 対象者

- ア 青梅市内に在住、在勤および在学の方
- イ 広域利用対象者（福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町および檜原村在住者）
- ウ 飯能市および入間市に在住の方

(2) 貸出数と期間

- ア 本・雑誌 1人につき10冊まで15日以内
- イ CD・DVD 1人につき3点まで15日以内

5 団体貸出

(1) 登録対象団体

- ア 市内で活動している団体（構成員が10名以上かつ代表者が成人）
地域文庫、家庭文庫、社会教育団体、学童クラブ、病院、老人ホーム等
- イ 青梅市内の小・中学校、高等学校、保育園、幼稚園（クラス単位の登録）

(2) 貸出数と期間

- 1団体200冊まで、貸出期間2か月
- ただし、学校等クラス単位での登録は1団体50冊まで、貸出期間1か月

(3) 対象資料

本、雑誌、大型絵本、紙芝居、エプロンシアター

6 指定管理者

(1) 名称

T R C 青梅グループ

構成団体（代表）

東京都文京区大塚 3 - 1 - 1

株式会社図書館流通センター

構成団体

東京都千代田区岩本町 1 - 3 - 9

T R C ファシリティーズ株式会社

(2) 業務範囲

ア 青梅市図書館条例（昭和 4 7 年条例第 1 2 号）第 2 条の 2 に規定する事業に関する業務

イ 本施設の使用の承認に関する業務

ウ 本施設および設備の維持管理に関する業務

エ 青梅市教育委員会（以下「甲」という。）の承認を得て行う自主事業の運営に関する業務

オ その他甲が特に必要と認める業務

(3) 選定方法

青梅市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条にもとづく公募による選定

(4) 指定管理期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

(5) 職員等

ゼネラルマネージャー兼中央図書館長 1 名、分館統括責任者兼業務責任者 1 名、業務責任者 7 名、フルタイムスタッフ 3 1 名、タイムシェアスタッフ 4 8 名、学校図書館支援責任者 1 名、学校図書館支援スタッフ 1 0 名

7 指定管理料（平成 3 0 年度）

年度協定額（円）	執行額（円）	主な管理経費の内容
298, 161, 000	298, 161, 000	人件費、維持管理費、事業運営費、図書等資料費

8 事業等の実施状況（平成30年度事業報告書）

(1) 貸出実績

ア 登録者数 56,021人（一般 48,602人、児童 7,419人）

イ 貸出者数 311,987人（一般 274,815人、児童 37,172人）

ウ 貸出数 (単位：冊・点)

	図書	視聴覚	ハンディ キャップ	計
個人貸出	805,009	121,237	538	926,784
団体貸出	10,694	—	—	10,694

*登録団体数：559団体

(2) 行事

ア おはなし会（実施回数：120回、参加者：2,936人）

イ 朗読会（実施回数：2回、参加者：143人）

ウ 勉強会（実施回数：43回、参加者：528人）

エ ブックスタート（実施回数：24回、参加者：1,366人）

オ 映画会（実施回数：17回、参加者：813人）

カ 講座（実施回数：4回、参加者：191人）

キ 見学会（実施回数：22回、参加者：1,127人）

ク 職場体験・訪問、社会体験（実施回数：17回、参加者：52人）

ケ 展示事業（実施回数：575回）

コ 工作（実施回数：20回、参加者：504人、32組）

サ その他

(3) 子ども読書活動推進事業

ア 都立多摩高等学校ビブリオバトル（実施回数：1回）

イ 講習会（実施回数：5回、参加者：63人）

ウ 講演会（実施回数：1回、参加者：45人）

エ 重点校事業（実施回数：2回、参加者：744人）

オ 展示会（実施回数：1回、参加者：57団体）

カ 学校支援（実施回数：910回（各校35回））

キ 図書館を使った調べる学習コンクール（実施回数：9回、参加者：127人）

ク イベント（実施回数：4回、参加者：143人）

(4) 対面朗読サービス

実施回数	延実施時間数	実施場所	朗読者
47	88	中央図書館対面朗読室	図書館協力員

(5) 乳幼児預かりサービス

実施回数	利用人数	実施場所
41	513	中央図書館おはなしの部屋

第3 監査の結果

図書館の指定管理者であるTRC青梅グループおよび所管課である社会教育課から提出された関係書類について、関係諸帳簿および証拠書類との照合による書類審査を実施し、関係職員からの説明聴取および中央図書館現地調査により監査した限りにおいて、指定管理者による公の施設の管理にかかる事務の執行については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、一部において、改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に述べる要望等について検討されたい。

第4 要望等

図書館は、平成28年4月からTRC青梅グループが指定管理者となり、施設の管理および運営が行われてきた。

指定管理者制度導入後、開館日の増加や中央図書館の開館時間の延長、読書の楽しみを広げる機会ともなる各種事業の充実などにより、利用者サービスの向上が図られてきた。また、平成30年度からは、東小・中学校を除く全小・中学校図書館への支援が開始されたところである。

指定管理者の持つ図書館運営ノウハウの活用により、これからも市民の教育と文化の向上を支援し、いつでも・どこでも・だれもが資料・情報の利用ができる、市民に役立つ身近な図書館として、より多くの市民が快適に利用できる図書館運営を期待する。

今後、指定期間満了に当たっては、これまでの実績を検証し、指定管理者制度の効果について、総合的な評価をされるとともに、その評価を踏まえ、図書館が地域の情報拠点、生涯学習の中核施設として、更なる

サービスの向上と、適正かつ効率的な運営が図られるよう要望する。

なお、個別の要望等については、以下のとおりである。

1 事業報告書等の確認について

月次報告については、業務仕様書において、各月の利用状況や自主事業の実施状況、サービス向上・業務改善等の取組状況、職員の研修参加状況などを盛り込んだ月次事業報告書を作成し、翌月15日までに提出するとされている。月次事業報告書については、毎月開催される連絡調整会議で報告されているところであるが、指定管理者が提出する文書として収受処理をされたい。施設設備の維持管理状況についても報告内容に含め、適切な施設管理が行われていることを確認されたい。

各種報告書の内容の確認は、指定管理者の管理運営状況を把握する上で重要であり、不足する資料がある場合は追加提出を求めるなど、所管課においては確認作業を徹底するとともに、各種報告書の様式等の改善について、指定管理者と協議されたい。

2 緊急時の対応について

危機管理については指定管理者の社内マニュアルにもとづき、訓練や職員研修が実施され、利用者の安全確保に努めているところであるが、所管課へは緊急連絡網の提出はあるものの、緊急時対応マニュアルが提出されていない。

基本協定書第18条では、本業務に必要な諸規定、非常時の体制および緊急時対策、防犯・防災対策等の対応マニュアルを整備し、業務に従事する者を指導するとともに、これを届け出なければならないとされている。早急に提出を求められたい。

また、中央図書館は河辺駅から一番近い公共施設である。河辺駅から歩行者用デッキで結ばれ、普段から多くの市民が利用している施設であり、災害発生時には帰宅困難者や避難者を受け入れる可能性も考えられる。

現状では避難所としての指定はないが、緊急時の対応については、指定管理者とも役割分担について整理し、万々に備えられたい。

3 学校図書館支援について

学校図書館支援員を各学校に週1回5時間派遣し、学校図書館の整

備や教員の支援など、学校との連携を図っており、学校側やP T Aからも好評とのことである。学校規模等も考慮し、更なる学校図書館支援の充実に努められたい。

4 指定管理者制度の運用について【全庁的事項】

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として導入された。図書館においては、弾力的な人員配置、要望に応じた利用時間の設定など、市直営では対応が難しい面でも、指定管理者制度により経済的かつ効率的な対応がなされている。

市においては、基本協定書等、公募から指定までのモデル様式が示されており、これをもとに各担当課においては指定管理に関する業務を行っている。また、指定管理者の管理運営状況を把握するため、「青梅市指定管理者管理運営状況評価に関する指針」にもとづき評価を行っているところである。

指定管理者制度の運用には、地方自治法をはじめとした自治体法務に関する幅広い知識と理解が求められる。今後も指定管理者制度を運用していく上で、市として必要な事項について理解を深め、より適切な運用が図られるよう要望する。

